

事業系ごみの出し方（店舗、会社、工場、農業、医療機関、介護関連、個人事業主、廃業ごみ 等）

令和3年10月1日改定

事業系ごみの範囲

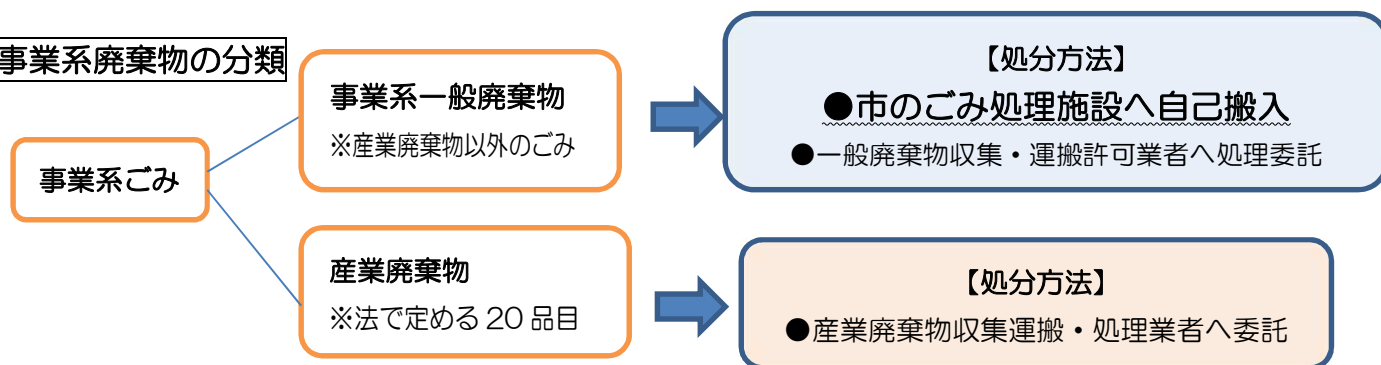
高崎市では店舗、会社、工場、事務所、出荷を伴う農家、個人事業主など営利目的の活動だけでなく、病院、学校（部活・サークル含む）、官公署、社会福祉施設などの公共サービス、また内職や昨今増加している在宅ワーク、ボランティア活動等、家庭生活以外から発生するごみを「事業活動に伴うごみ（事業系ごみ）」と位置付けています。また廃業等で発生するごみも事業系ごみとして位置づけます。

すべての事業系ごみは、質や量に関わらず地域のごみステーションに出すことはできません。事業者自らの責任で適正に処理することを以下の法律で規定しています。

事業者の責務 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条で規定

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量化に努めること。
- ③廃棄物の減量、その他その適正処理等について、国や市の施策に協力すること。

事業系廃棄物の分類



※一般廃棄物・産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものは、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当し、どちらも高浜クリーンセンターをはじめとする高崎市の処理施設では受け入れできません。

【注意事項】「事業系ごみ」の処理を委託する場合は、高崎市・群馬県で正式に許可を受けている業者に委託して下さい。無許可業者等に委託すると法律違反となり、仮に請負者が不法投棄をした場合は、依頼した側にも責任がおよび、処罰の対象となることがあります。

高浜クリーンセンターへ持ち込む場合

- 受入時間 午前8:30~11:45（閉門） 午後1:00~4:45（閉門）

それぞれ終了時刻の15分前には入場できるようお願いします。

また午前1回・午後1回までの搬入にご協力下さい。

- 処理手数料 ◎100kgまで無料 ◎100kgを超えると（総重量-100kg）×15円+消費税相当額
※令和3年10月1日条例改正による

●注意事項

- ①産業廃棄物の受入はできません。高崎市内で発生した「事業系一般廃棄物」及び「資源物」のみ受入
- ②入場の際は名刺や封筒、車検証等で会社名・所在地がわかる書類を提示して下さい。
※ごみが発生した場所が違う場合は、発生場所の住所がわかる書類をお持ち下さい。
- ③「事業系ごみ」と「家庭ごみ」を一緒に持ち込まないで下さい。（お持ち帰りとなります）

高浜クリーンセンターからのお願い

●高浜クリーンセンターに搬入できるもの

右ページにありますので熟読いただき、自ら適正に搬入いただくようお願いいたします。（特に業種指定で産業廃棄物となるもの（下の表参照）や右ページの※印にはご注意ください。）

●廃棄物処理法違反にご注意を（重要）

① 虚偽申告について

窓口での申告時に「事業系ごみ」を「家庭ごみ」と偽ると「事業系ごみの不法投棄」となり、市として以降の搬入停止や法的措置を講ずる場合もありますので注意して下さい。「職場から出た」「自宅から出た」等の排出場所ではなく、事業活動により廃棄されるものは、すべて「事業系ごみ」となりますので特に注意してください。

② 「産業廃棄物」及び「他人ごみ」の搬入について

建設・解体業者、福祉施設系、遺品整理業、便利屋等が市の一般廃棄物収集運搬許可を持たずに、従業員等を使って、請負先や入居者の家庭ごみを「自分のごみ」と偽り持ち込むケースが多発しています。

また産廃処理を逃れるために、建設・解体・リフォーム業者、設備屋等が、請負等で発生した木っ端や壁紙、便器、配管・配線等を「自分の家のごみ」と偽ったり、無許可の者が「安い費用で産廃処理する」などと言って、事業ごみを請け負い、同じく「自分の家のごみ」と偽り、高浜クリーンセンターなどに搬入しているケースもあります。

当施設では①、②のような廃棄物処理法違反のごみを無くすために、カメラによる車両ナンバー、やり取りの録音・録画、ごみの中身の確認を実施しています。状況により申告や発覚した住所、解体現場と思われる場所の現地確認も実施しており、悪質と思われるケースは警察へ通報しています。

このような搬入行為を行わないようお願いすると同時に、業者に処理を依頼している場合でも、産廃はマニュアルがあるか、委託している業者に正式な許可証があるか等、自らの廃棄物が適正に処理されているか確認して下さい。

産業廃棄物になるもの（自ら処理業者に委託する）

- ①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類（合成繊維、合成ゴムなど含む）
- ⑦ゴムくず（天然ゴムくずに限る）⑧金属くず ⑨ガラスくず、
- コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋤さい ⑪がれき類
- ⑫ばいじん

※「木製パレット」は業種指定が無いので、全て受け入れできません。

- ⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など）⑭木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業など）⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係る天然繊維）⑯動植物性残さ（食品製造業、医薬品製造業、香料製造業）⑰動物性固形不要物（と畜場、食鳥処理場）⑱動物のふん尿（畜産業）⑲動物の死体（畜産業）

- ⑳ 上記①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

すべての事業活動から発生するもの

排出する業種が限定されているもの

事業系一般廃棄物の出し方（高浜クリーンセンターで受入可能）

※当該ごみ・資源を入れる用途に限り「ごみ袋（ビニール袋）」の使用ができます。それ以外のビニール類は「産業廃棄物」として処理して下さい。

燃やせるごみ

- 生ごみ、食品が付着した等の「汚れた紙」 ●リサイクルできない紙（下部参照）
- 書類（個人情報等どうしても焼却したい「紙」）ただしくリップ、留め具が付いていない、クリアファイル、ビニール等が無いこと。また段ボール（資源物）に入れたままの廃棄は禁止です。なるべくシュレッダー（資源）処理願います
- 布類（天然繊維に限る）、 ●細い剪定枝（直径3cm×長さ60cmまで）※2に注意 ●草
- 畳（スタイロでなく「天然畳」に限る。また1/2に切断されていること）

※1 油が付着した紙や布類は原則「産業廃棄物」で受入不可

※2 土地の造成等で伐採する樹木は「産業廃棄物」で受入不可

※3 建設・リフォーム業などから出る壁紙・クロス（未使用品含む）木っ端類も「産業廃棄物」で受入不可

【リサイクルできない紙とは】靴やカバンに入っている紙製の緩衝材、写真、感熱紙、アルミコーティングされた紙（紙バック類）感熱発泡紙（点字用紙）、防水加工紙（ビニールコートされた紙、油紙等）、ワックス加工紙（紙コップ等）、臭いのついた紙（石鹸・線香・洗剤の箱など）

燃やせないごみ

木製の家具類（金属やプラスチック、ガラスなど木部以外は全て取り外してあるもの）

太い剪定枝（完全に乾燥しており、直径が3cm～10cm以内で、長さが180cm以内のもの）

【注意】

※建設・リフォーム業などから出る木くずは「産業廃棄物」で受入不可

※木材・木製品製造等から発生する木くずは産業廃棄物で受入不可

※「木製パレット」は全業種で産業廃棄物で受入不可（分解しても受入不可）

資源物

●紙類

新聞

ダンボール

紙バック

雑誌・古本

シュレッダー屑

雑紙

（コピー用紙、チラシ、カタログ類、封筒、菓子・ティッシュの箱、ノート、トイレトペーパーの芯 その他「紙」マークのあるもの）

●飲料用ペットボトル

中が洗ってあって、キャップとラベル（産廃）がついていないものに限りです。

●飲料缶

中が洗ってあるものに限りです。アルミ・スチールは問いません。ただし、缶詰の缶は産廃で×

●びん類

中が洗ってあるものに限りです。キャップは産廃で×また、ガラスやコップは産廃で×

この表以外の物は、原則「高浜クリーンセンター」では受け入れできません

産業廃棄物の一例（自ら処理業者に委託する）

高浜クリーンセンターでは受け入れできません！

基本的に可燃系でもビニール・プラ系、また不燃系の製品は大・小に関わらず、原則として産業廃棄物に該当します。

産業廃棄物の分別は「どんな物、製品、商品か?」「燃やせる・焼やせないか?」ではなく「何で（プラ・金属）作られているものか?」で分けて下さい。

●**プラスチック** ポリ容器（バケツなど）、ビニール袋やビニール製品、散水などのホース類、菓子等の包紙（「プラ」表示）、ヘルメット、作業着（天然繊維以外）、ゴム長靴や作業靴、ブルーシート・ネット類、梱包材（ビニールバンド・ビニール紐、緩衝材すべて）、ビニール手袋、発泡スチロール、食品用ラップフィルム、洗剤等のプラボトル、プラ製容器・蓋・チューブ類、食品トレイ類（従業員がコンビニ等で購入し廃棄する弁当容器含む）、ドッジファイルや紙ファイルの留め具類（紙以外は産廃）、カーペット、ビニール床クロス、畳（スタイロ）、運搬用パレット、販促用のぼり旗（ビニール・ポリ製等）、タイヤ・チューブ類、塩ビ管、雨樋、農業・園芸用品（苗床、育苗箱、育苗ポット、生花用給水スポンジ等） 全てのプラスチック製品

●**金属類** 工具類、クリップ、ガチャ玉、ハサミ、農機具、鉄製ロッカーや什器、事務機器等（木製品以外は産業廃棄物）、スプレー缶やガスボンベ、水道管等の配管類、厨房機器 等

●**プラスチックと金属等の混合物** ソファ、椅子類（全て木製除く）、プリンタや時計、扇風機、電卓、電話機・Fax等の全ての家電類、ラベルプリンターのカートリッジやインクジェットやペン類等の文房具、配線等、使い捨てライター、社用の自転車、自動車やバイクの車体・部品類、運搬用一輪車 等

●**ガラスや陶磁器** ガラス類、食器やコップ類、植木鉢、ブロック、洗面台、便器 等

●**布類や綿など** タオルや衣服、布団、クッション、軍手等（「100%天然繊維」以外の物は全て産業廃棄物）

●**危険物** 乾電池・ボタン電池、充電電池など全ての「電池」、 「蛍光灯」「白熱球」「温度計」等

●**廃油等** ガソリンやエンジンオイルなど「油種」は全て。また廃油が染み込んだ「布」や「新聞紙」、「紙類」も原則として産業廃棄物

●**その他** 造成や開発に伴う伐採した樹木、木製パレット、まくら木 コンクリート、ブロック、断熱材
建設・解体、リフォーム業から出る木くずや壁紙等

【解体業者へのお知らせ】一般個人宅の解体工事等で残された家具、家電、食品等は、「一般廃棄物」に該当しますので持ち主に処理をお願いして下さい。